

奨学金返還支援による地元企業人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における若者世代の市外への流出に歯止めをかけるとともに、市内事業所等における人材確保を図るため、奨学金返還支援による地元企業人材確保支援事業において、予算の定めるところにより補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校（修行年限が4年以上のものに限り、専攻科を含む。）、専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 県認定対象者 宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」（以下「県事業」という。）で認定を受けた者をいう。
- (3) 市奨学金返還者 公益財団法人延岡市育英会（以下「市育英会」という。）が貸与した奨学金の返還者をいう。
- (4) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

(対象となる奨学金)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県事業において支援対象となる奨学金
- (2) 市育英会が貸与した奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、県認定対象者又は市奨学金返還者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請時点で本市に住所を有してから1年を経過し、当該申請をする年度の末日まで継続して居住する見込みである者
- (2) 大学等に進学し、在学している期間に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (3) 次に掲げる法人又は個人事業者（以下「補助条件事業者」という。）のいずれかに、令和4年4月1日以降に正規雇用の従業員として雇用され、就労後1年を経過し、かつ、補助金の交付の申請時点で現に就労している者
 - ア 市内に本店を置く法人又は市内に主たる事業所を有する個人事業者
 - イ 延岡市企業立地促進条例（昭和59年条例第18号）に規定する指定事業者
 - ウ 補助金の交付の申請をしようとする者との正規雇用契約において、勤務地条件を本市のみとする法人又は個人事業者
- (4) 令和4年4月1日以降に補助金の交付の対象となる奨学金の返還を開始し、当該返還に係る滞納がない者
- (5) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
- (6) 市奨学金返還者においては、市育英会が貸与した奨学金の返還に対する助成を他から受けていない者
- (7) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公

務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する地方公務員（同条第 3 項第 2 号及び同項第 5 号を除く。）でない者

- (8) 延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しない者

(交付額)

第 5 条 交付する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 県認定対象者 補助条件事業者に正規雇用として就職した日から 1 年、3 年及び 5 年が経過した時点において別表 1 に規定する額
- (2) 市奨学金返還者 市育英会が貸与した奨学金の返還総額（申請時点において補助条件事業者最後に正規雇用として就職（再就職を含む。以下この号において同じ。）した日より前に返還した奨学金の額を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額又は卒業した大学等の区分に応じ別表 2 に規定する支援限度額（以前に補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を除く。）のいずれか低い額を基本額とし、申請時点において補助条件事業者最後に正規雇用として就職した日から 1 年、3 年及び 5 年が経過した時点において同表の規定により算定した額

(交付申請及び実績報告)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助条件事業者正規雇用として就職（市奨学金返還者にあつては、申請時点において最後にした就職（再就職を含む。）とする。）してからそれぞれ 1 年、3 年及び 5 年が経過する日（4 月定期採用の場合は 3 月末日とする。）の属する年度の翌年度の 2 月末日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が県認定対象者である場合にあつては次の書類
 - ア 県事業の支援対象者認定通知書の写し
 - イ 県事業の額確定通知書の写し
- (2) 申請者が市奨学金返還者である場合にあつては次の書類
 - ア 大学等の卒業証明書若しくは修了証明書又はこれらに相当するもの
 - イ 奨学金返還状況確認同意書（様式第 2 号）
 - ウ 市育英会が発行する奨学金の貸与、返還金額、返還期間を証するものの写し（初回の補助金の交付の申請時に限る。）
- (3) 現住所を確認できるものの写し（住民票、マイナンバーカード、免許証等）
- (4) 補助条件事業者から交付される労働条件通知書の写し若しくは勤務証明書（様式第 3 号）又はこれらに相当するもの
- (5) 市税等に滞納がないことを証する書類又は完納確認同意書（様式第 4 号）
- (6) 誓約書（様式第 5 号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額確定の通知)

第 7 条 市長は、補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否の決定を行うものとし、併せて補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を速やかに補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第 6 号）又は補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付決定通知書兼額確定通知書を受領した後において補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（異動の届出等）

第9条 第7条の規定による補助金交付の決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた後に次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、異動届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 本市から転出したとき。
- (2) 補助条件事業者との間で正規雇用の契約が解消されたとき。
- (3) 第4条第3号ウの勤務地条件に変更があったとき。
- (4) 補助金交付の辞退をするとき。
- (5) その他第4条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第5条関係）

交付額		
1年経過時	3年経過時	5年経過時
県事業における1年経過時に確定した県からの返還支援金の額の2分の1の額	県事業における3年経過時に確定した県からの返還支援金の額の2分の1の額	県事業における5年経過時に確定した県からの返還支援金の額の2分の1の額

別表2（第5条関係）

大学等区分	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院及び6年制大学	900	基本額の2分の1の額に0.3を乗じて得た額	基本額の2分の1の額に0.3を乗じて得た額	基本額の2分の1の額から1年経過時及び3年経過時のそれぞれの交付額の合計額を控除して得た額
4年制大学	600			
短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程	300			

